

事 務 連 絡
平成28年9月26日

各消防学校長 殿

消防庁消防・救急課長

消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について

消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各消防学校におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、今般、別添報道資料のように、千葉県消防学校の教官による複数の暴力行為（体罰）が確認されました。

暴力行為は相手の尊厳や人格を侵害する断じて許されない行為であり、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、このような行為が行われることは、決してあってはならないものです。

また、こうした事案の発生は、消防の職を目指す若者の希望と期待を打ち砕くものであり、人材の育成及び職務倫理の醸成を任務とする消防学校への信頼を著しく損ねるものです。

暴力行為を含むパワーハラスメントを根絶するためには、まずは幹部職員がパワーハラスメントになり得る言動等についての理解を深め、健全な職場環境の確保に努めるとともに、職員に対しても、研修等によりあらためて周知を図ることが必要です。今回の事案を受けて発出した「消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について」（平成28年9月26日付消防消第185号）を添付しますので、各消防学校において改めてパワーハラスメント防止の取組を強化し、消防職員の厳正な服務規律の確保を徹底するようお願いします。

《参考資料》

「消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について」（平成28年9月26日付消防消第185号）

入校学生に対する不適切指導（体罰）について

平成28年9月21日
千葉県消防学校
043-263-6035
千葉県防災危機管理部消防課
043-223-3692

千葉県消防学校において、県内消防本部から入校した学生2名に対し、教官が頬を平手で叩く不適切指導（体罰）が行われました。

さらに、この事案の発生を踏まえ、全教官に聞き取り調査を行った結果、本事案のほかに教官による複数の体罰が確認されました。

このような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、体罰を受けた学生及び関係消防本部の皆様には深くお詫びするとともに、このような事態を二度と繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案発生日時・場所

- (1) 発生日時：平成28年9月8日（木）午前10時30分頃
- (2) 発生場所：県消防学校（千葉市中央区仁戸名町666-2）屋外運動場北側道路上

2 当事者

- (1) 体罰を行った者：教官
- (2) 体罰を受けた者：初任科生 2名

3 状況

実科査閲訓練中、初任科生の態度に問題があると判断した教官が、初任科生に対し、平手打ちで3回、別の初任科生に対し、平手打ちで1回叩いたもの。1名は鼻部打撲。

ただちに担当課長から当該教官に指導の範ちゅうを逸脱している旨強く指導し、当該教官は深く反省をした上で、両名に謝罪した。

4 全教官に対する調査

全教官（16名）に対し、体罰の有無について、個別聞き取り調査を行った結果、さらに次の事案が確認された。いずれも負傷は無し。

時期	内容
平成28年2月	初任科生1名に対し、臀部を1回蹴った。（併任教官A）
平成28年4月	初任科生1名に対し、1回平手打ち（併任教官B）
平成28年5月	初任科生1名に対し、3回平手打ち（同上）
平成28年8月	初任科生2名に対し各々1回、1名に対し数回平手打ち（同上）
平成28年8月	初任科生1名に対し、1回平手打ち（併任教官C）

5 再発防止策

（1）校長による訓示

9月13日（火）、校長から全教職員に対し、以下の訓示を行った。

ア 禁止行為である威嚇、暴力行為、言葉による罵倒等を絶対にすることなく、指導者として自覚を持った指導を徹底すること。

イ 教官会議の開催及び個別面談

教職員は定期的に教官会議を開催し、学生指導に対する課題や悩みについて協議し、必要に応じて校長、副校長、課長と個別面談を実施すること。

（2）「消防学校における学生指導基準」の徹底

平成26年1月に制定した、消防学校における学生指導基準を改めて全教職員に徹底させる。

（3）パワーハラスメント研修の実施

外部専門講師を招へいしたパワーハラスメント研修を実施する。

（4）学生に対するアンケート調査の実施

以前の入校生を対象に、類似事案の有無について状況把握を行い、更なる再発防止に役立てる。

6 関係者の処分

このような事態を深刻に受け止め、厳正な処分を検討する。

(補足)

4 全教官に対する調査結果

《 平成28年2月の事案 》

救助訓練塔C塔前で、教官Aが、救助訓練中、初任科生1名が非常に速いスピードで座席降下し、危険と認識したため、臀部を左足で1回蹴った。

《 平成28年4月の事案 》

屋外訓練場門扉脇で、教官Bが、国旗掲揚隊として定められた要領にのっとり国旗掲揚を行えなかった初任科生1名に理由を質したところ、学生の態度に問題があると認識したため、1回平手打ちを行った。

《 平成28年5月の事案 》

救助訓練塔B塔中2階で、教官Bが、機器取扱訓練中に初任科生1名が転落防止を行わなかったため、複数回指導していたところ、学生の態度に問題があると認識したため、3回平手打ちを行った。

《 平成28年8月の事案 》

救助訓練塔A塔東側で、教官Bが、訓練効果測定（試験）中に初任科生3名の態度に問題があると認識したため、2名に対し各々1回平手打ちを、1名に対し複数回平手打ちを行った。

《 平成28年8月の事案 》

本館と寄宿舍（寮）間の渡り廊下で、教官Cが、教官に無断で初任科生1名に差し入れがあったことを確認し、内規に違反すると判断したため、1回平手打ちを行った。

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長



消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について

消防職員にあっては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、今般、別添報道資料のように、千葉県消防学校の教官による複数の暴力行為（体罰）が確認されました。

暴力行為は相手の尊厳や人格を侵害する断じて許されない行為であり、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、このような行為が行われることは、決してあってはならないものです。

また、こうした事案の発生は、職場環境を悪化させたり、周囲の職員の士気を低下させるなどの弊害を起こすとともに、消防行政及び消防職員全体に対する国民・住民の信頼を著しく損ねるものです。

暴力行為を含むパワーハラスメントを根絶するためには、まずは幹部職員がパワーハラスメントになり得る言動等についての理解を深め、良好な職場環境の確保に努めるとともに、職員に対しても、研修等によりあらためて周知を図ることが必要です。厚生労働省等作成の資料の URL を添付しますので、貴職におかれては、これらを参考にして、各消防学校において改めて消防職員の厳正な服務規律の確保を徹底するようお願いいたします。

加えて、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、重ねて各消防本部における服務規律の確保について周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

《参考資料》

○厚生労働省作成「パワーハラスメント対策導入マニュアル（第2版）」

URL <https://no-pawahara.mhlw.go.jp/jinji/download/>

○人事院作成「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」※国家公務員向け

URL <http://www.jinji.go.jp/sekuhara/handbook.pdf>

入校学生に対する不適切指導（体罰）について

平成28年9月21日
千葉県消防学校
043-263-6035
千葉県防災危機管理部消防課
043-223-3692

千葉県消防学校において、県内消防本部から入校した学生2名に対し、教官が頬を平手で叩く不適切指導（体罰）が行われました。

さらに、この事案の発生を踏まえ、全教官に聞き取り調査を行った結果、本事案のほかに教官による複数の体罰が確認されました。

このような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、体罰を受けた学生及び関係消防本部の皆様には深くお詫びするとともに、このような事態を二度と繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案発生日時・場所

- (1) 発生日時：平成28年9月8日（木）午前10時30分頃
- (2) 発生場所：県消防学校（千葉市中央区仁戸名町666-2）屋外運動場北側道路上

2 当事者

- (1) 体罰を行った者：教官
- (2) 体罰を受けた者：初任科生 2名

3 状況

実科査閲訓練中、初任科生の態度に問題があると判断した教官が、初任科生に対し、平手打ちで3回、別の初任科生に対し、平手打ちで1回叩いたもの。1名は鼻部打撲。

ただちに担当課長から当該教官に指導の範ちゅうを逸脱している旨強く指導し、当該教官は深く反省をした上で、両名に謝罪した。

4 全教官に対する調査

全教官（16名）に対し、体罰の有無について、個別聞き取り調査を行った結果、さらに次の事案が確認された。いずれも負傷は無し。

時期	内容
平成28年2月	初任科生1名に対し、臀部を1回蹴った。（併任教官A）
平成28年4月	初任科生1名に対し、1回平手打ち（併任教官B）
平成28年5月	初任科生1名に対し、3回平手打ち（同上）
平成28年8月	初任科生2名に対し各々1回、1名に対し数回平手打ち（同上）
平成28年8月	初任科生1名に対し、1回平手打ち（併任教官C）

5 再発防止策

（1）校長による訓示

9月13日（火）、校長から全教職員に対し、以下の訓示を行った。

ア 禁止行為である威嚇、暴力行為、言葉による罵倒等を絶対にすることなく、指導者として自覚を持った指導を徹底すること。

イ 教官会議の開催及び個別面談

教職員は定期的に教官会議を開催し、学生指導に対する課題や悩みについて協議し、必要に応じて校長、副校長、課長と個別面談を実施すること。

（2）「消防学校における学生指導基準」の徹底

平成26年1月に制定した、消防学校における学生指導基準を改めて全教職員に徹底させる。

（3）パワーハラスメント研修の実施

外部専門講師を招へいしたパワーハラスメント研修を実施する。

（4）学生に対するアンケート調査の実施

以前の入校生を対象に、類似事案の有無について状況把握を行い、更なる再発防止に役立てる。

6 関係者の処分

このような事態を深刻に受け止め、厳正な処分を検討する。

(補足)

4 全教官に対する調査結果

《 平成28年2月の事案 》

救助訓練塔C塔前で、教官Aが、救助訓練中、初任科生1名が非常に速いスピードで座席降下し、危険と認識したため、臀部を左足で1回蹴った。

《 平成28年4月の事案 》

屋外訓練場門扉脇で、教官Bが、国旗掲揚隊として定められた要領にのっとり国旗掲揚を行えなかった初任科生1名に理由を質したところ、学生の態度に問題があると認識したため、1回平手打ちを行った。

《 平成28年5月の事案 》

救助訓練塔B塔中2階で、教官Bが、機器取扱訓練中に初任科生1名が転落防止を行わなかったため、複数回指導していたところ、学生の態度に問題があると認識したため、3回平手打ちを行った。

《 平成28年8月の事案 》

救助訓練塔A塔東側で、教官Bが、訓練効果測定(試験)中に初任科生3名の態度に問題があると認識したため、2名に対し各々1回平手打ちを、1名に対し複数回平手打ちを行った。

《 平成28年8月の事案 》

本館と寄宿舍(寮)間の渡り廊下で、教官Cが、教官に無断で初任科生1名に差し入れがあったことを確認し、内規に違反すると判断したため、1回平手打ちを行った。